



しらとびっくす

第 8 号

医療法人白水会 白川病院

白川病院理念 地域のみな様の健康と生命を守る

☆☆新着トピックス☆

患者さんお呼び出し機器 『呼び出し君』（無料貸出）

受付したら
診察までご自由に・・・

- ・病室への面会
- ・喫茶・売店のご利用
- ・車内でお待ちになる方
- ・病院庭園の散策など



診察の順番が
近づいたら
音と振動でお知らせ

現在、外来患者さんをお待たせすることが多くなっており大変申し訳ありません。

そこで、当院では個々の患者さんの診察時間を短くせず、待ち時間を有効に使っていただくことにしました。

診察順番が近づいたら、患者さんお呼び出し機器、愛称「呼び出し君」を使って、お知らせの方式を導入します。振動でもお知らせできますので、「耳が遠くて音が聞こえるか不安」という患者さんにも安心して使っていただけます。

有効な待ち時間で、病院西側の白水の森・病院北側のハーブ庭園を散策したり、売店で買物をするようになります。

無料です。御希望のかたは遠慮なく受付にてお申し付けください。

平成24年4月 診療報酬改定

患者さんの窓口で支払う一部負担金に変更になるケースも出てきました。そこで、具体的にどのようなになったかを次のページの特集で詳しくご説明しようと思います。

一部負担金等一覧表

(2012年4月現在)

	一般患者	高齢受給者	後期高齢者 医療制度対象者																								
対象	70歳未満 (後期高齢者医療対象者を除く)	70～75歳未満 (後期高齢者医療対象者を除く)	75歳以上 (65歳以上で寝たきり等の患者を含む)																								
根拠法	健康保険法等		高齢者の医療の確保に関する法律																								
窓口負担	社保・国保とも3割 (義務教育就学前までは2割)	2013年3月末まで※ 1割(現役並み所得者は3割) 2013年4月1日以降、負担割合に変更があり得る。 ※2012年度は予算措置がとられ一般・低所得者については1割負担が1年間延長された。	1割 (現役並み 所得者は3割)																								
自己負担限度額(月額)	2013年3月末まで																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レセプト単位 (外来・入院別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円+(医療費-500,000円)×1% 多数該当:83,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円 多数該当:24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	レセプト単位 (外来・入院別)	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 多数該当:83,400円	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円	低所得者	35,400円 多数該当:24,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">75歳の誕生日以外</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>外来 (個人単位)</th> <th>外来+入院 (世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		75歳の誕生日以外			区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円	一般	12,000円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ
区分	レセプト単位 (外来・入院別)																										
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 多数該当:83,400円																										
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円																										
低所得者	35,400円 多数該当:24,600円																										
75歳の誕生日以外																											
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)																									
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円																									
一般	12,000円	44,400円																									
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																									
低所得者Ⅰ		15,000円																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">75歳の誕生日</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>外来 (個人単位)</th> <th>外来+入院 (個人単位)</th> <th>外来+入院 (世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td rowspan="2">22,200円</td> <td>40,050円+(医療費-133,500円)×1% 多数該当:22,200円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>22,200円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td rowspan="2">4,000円</td> <td>12,300円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>7,500円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>			75歳の誕生日				区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	現役並み所得者	22,200円	40,050円+(医療費-133,500円)×1% 多数該当:22,200円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円	一般	22,200円	44,400円	低所得者Ⅱ	4,000円	12,300円	24,600円	低所得者Ⅰ	7,500円	15,000円		
75歳の誕生日																											
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)																								
現役並み所得者	22,200円	40,050円+(医療費-133,500円)×1% 多数該当:22,200円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円																								
一般		22,200円	44,400円																								
低所得者Ⅱ	4,000円	12,300円	24,600円																								
低所得者Ⅰ		7,500円	15,000円																								

注:「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の取り扱い
それぞれの認定証の表示と上記の負担との関連は次のとおり

限度額区分 A: 上位所得者

限度額区分 B: 一般所得者

限度額区分 C: 低所得者

2013年4月1日以降の高齢受給者			2013年4月1日以降の後期高齢者 ：上記と変更なし 注：「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の取扱い それぞれの証の表示と上記の負担との関連は次のとおり。 限度額区分Ⅰ：低所得者Ⅰ 限度額区分Ⅱ：低所得者Ⅱ 限度額区分Ⅲ：一般所得者 限度額区分Ⅳ：現役並み所得
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み 所得者	44,400 円	80100 円+ (医療費-267,000 円) ×1% 多数該当： 44,400 円	
一般	注 24,600 円	注 62,100 円 多数該当： 44,400 円	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ		15,000 円	

注：特例措置はなくなり、2013年4月以降、下線を付した負担限度額に引き上げ予定

高額長期疾患患者の自己負担限度額は月額1万円。ただし、人工透析を要する70歳未満の上位所得者とその被扶養者については2万円

※負担限度額を超える額の給付は原則として現物給付。ただし、70歳未満の患者の場合、現物給付を受けるには保険者に事前に申請して限度額適用認定証または限度額適用・標準負担限度額認定証の交付を受ける必要がある。また、70歳以上の患者の場合、低所得者の認定は、保険者に事前に申請して限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受ける必要がある。

今回は患者様が窓口で支払われる医療費の話題をとりあげました。
改正で、窓口負担金に変更になる方、ならない方があります。
御不明な場合は窓口までお問い合わせください。

デイケア(春夏秋冬) 月～金 午前9時30分～午後4時
御利用者募集中 詳しくは、(T)0574-75-2286 三浦まで御連絡下さい。



健遊館入居者募集中 月9万円(全個室・バス・トイレ付)
白川町住民は**1万8千円補助**があります。
百日草入居者募集中 月6万円(家賃・共益費含む)
希望者は TEL **0574-79-0123** 梶田まで
または 医療相談室 72-2222 内線570 熊崎・田尻まで

平成24年6月末現在 健遊館全室**満室**です。誠に申し訳ありません。
御予約は引き続き承っております。ご希望の方はお早めに**梶田**まで

編集後記

しらとびつくすでは、患者さんの意見を取り入れ、より充実した広報誌にしていきたいと思っております。
ご意見、ご感想などありましたら、お聞かせいただきますようお願い致します。 広報委員会